

令和 8 年 3 月 会 議

第 33 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 8 年 3 月 26 日 (木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 53 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 54 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 55 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 56 号	綾瀬市農業委員会令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の承認 について
報告第 12 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 事	鈴 木 美 咲
主 事	北 澤 勇 輝

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和8年3月、第33回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席はございませんので現在の出席委員は12名、推進委員は3名でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、7番早川 晴子委員、8番木村委員のご両名にお願い申し上げます。次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机上に、農政時報、諸般の報告、令和8年4月から7月の農業委員会総会日程の修正版をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。4月20日、審議案件現地調査、市内一円において、第1班の比留川 賢次委員、笠間委員が出席される予定でございます。同日、令和8年4月（第34回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日、令和8年4月（第34回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件3,468平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定32件34,366平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件3,664平方メートル、法第4条届出1件813平方メートル、法第5条届出1件324平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件66,739.50平方メートル、法第18条通知等1件3,468平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号13番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号13番でございます。申請地は[REDACTED]外3筆、地目畑、地積合計3,468平方メートルでございます。

申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。

権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畑813平方メートル、利用集積による畑25,587.27平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上のことから、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）本件について、3月19日第4班私のほか、事務局2名の計3名で現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。今回の許可申請地は、[REDACTED]外3筆合計3,468平方メートルです。現地は、耕うん状態での管理されてきました。今回の許可申請事案につきましては、第4班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として補足する事項等がありまらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）本件につきまして地元委員として発言いたします、譲受人にお会いし聞き取りを行ってまいりました。譲受人は、令和2年度に綾瀬市で新規就農し農業に従事しており、現在トウモロコシ、キャベツ、レタスを中心に作付けをしているということでした。この許可申請は、もともと利用集積していた農地とお聞きし、先ほど4班の代表者から報告がありましており、申請地は現在耕うん状態でした。今回の申請につきまして、地元委員としては妥当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第2号、議案第54号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

初めに新規の促進計画である整理番号193番及び194番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号193番及び194番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は40,225.35平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,186平方メートルでございます。権利の種類は賃貸借権、存続期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、150日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の田4,114平方メートル、畑8,880.72平方メートル、樹園地6,229平方メートル、利用集積による畑21,001.63平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の2名で、従事日数は300日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。13番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されています。第4班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をいただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）本日審議がなされます、農用地利用集積等促進計画決定事案について、3月17日農業委員会事務局の方とともに、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は先ほど第4班の代表委員が述べられたとおり、整理番号193、194は、耕うん状態です。賃借人は園芸協会に加入され、熱心に農業に取り組まれています。利用集積の決定は妥当であると考えますが皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号193番及び194番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて整理番号195番及び196番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号195番及び196番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は759平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外2筆、地目田、地積合計584平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でござい

ます。場所につきましては11ページの案内図をご参照願います。

貸人は、150日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑50平方メートル、利用集積による田709平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、農業従事者は本人、母の2名で、従事日数は150日、農機具等については現在、近隣の農業者の方々から借用して農作業されていると確認してございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）現地の状況は、下草はありますが、耕うん状態で農地として適正に管理されておりました。第4班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は先ほど第4班の代表委員が述べられたとおり、整理番号195、196は下草処理がされており、次の耕作の準備ができています。

隣接地は既に借人が耕作しており、この土地とあわせて作付けすることで、農地の有効利用が図られます。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号195番及び196番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案

のとおり可決されました。

続いて整理番号 197 番及び 198 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 197 番及び 198 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 16,940 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,090 平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、180 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 1,979 平方メートル、利用集積による畑 14,961 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。第 4 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、第 4 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 197、198 は耕うん状態です。借人は園芸協会に加入され、現在[REDACTED]の[REDACTED]を務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 197 番及び 198 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号 199 番及び 200 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 199 番及び 200 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は

、地目畑、地積 1,865 平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、30 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、で綾瀬市で家族とともに農業経営をおこなっており、お父様の農地を耕作されており、これらの農地全てが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 150 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 早川 新市委員

○13 番(早川 新市君) 現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。第 4 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしてい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区(山田 英毅君) 現地の状況は、第4班の代表委員が述べられたとおり、整理番号199、200は耕うん状態です。借人は親元就農者で、今後多品目の野菜を栽培し、直売を主体とした農業に取り組むと伺っています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号199番及び200番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく新規の促進計画である整理番号201番及び202番を審議いたします。

本件につきましては、[REDACTED]が農業委員会等に類する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間しばらくご退席願います。

([REDACTED] 退席)

○議長(古塩 貞夫君) ただ今、[REDACTED]が退席されました。現在の委員数は12名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号201番及び202番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は20,652平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計1,982平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 11,737 平方メートル、利用集積による畑 8,915 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。第 4 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、第 4 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 201、200 番は耕うん状態です。借人は園芸協会に加入され、現在■■■■■の■■■■■を務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 201 番及び 202 番について、賛成委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

（■■■■■ ■■■■■ 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、■■■■■が着席されました。

現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 203 番及び 204 番を審議いたします。本件につきましては、[] が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に当たるため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([] 退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[] が退席されました。現在の委員数は 11 名、推進委員 3 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 203 番及び 204 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、19 ページをご参照願います。

貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。この農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 203 番及び 204 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

([] 入室、着席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、[] が着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号

205 番から 224 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページから 39 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 205 番から 224 番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。

各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 205 番から 224 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 55 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。本件につきましては、XXXXXXXXXXが農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に当たるため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（XXXXXXXXXX退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、XXXXXXXXXX委員が、退席されました。現在の委員数は 11 名、推進委員 3 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 40 ページ、41 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 17 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地はXXXXXXXXXX外 3 筆、地目畑、現況畑、地積合計 3,664 平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の

証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和5年5月26日から令和8年3月26日まででございます。相続開始年月日は、平成25年7月20日で、今回が4回目の証明願でございます。場所につきましては、41ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は申請人、妻の2名、従事日数は250日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）申請地が[REDACTED]外3筆、合計3,664平方メートルです。現地は耕うん状態で、申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。3月19日、現地確認を行うとともに、申請人に面会してまいりました。現地はただいま第4班の代表者から報告がありましており、耕うん状態でした。農地としてしっかり管理されております。申請者の農業の継続意思も確認できましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号17番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

（[REDACTED]入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、XXXXXXXXXXが着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に、日程第 4 号、議案第 56 号、綾瀬市農業委員会令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の承認についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 42 ページをご覧ください。綾瀬市農業委員会令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の承認について、でございます。

提案理由としましては、国通知に基づき、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

43 ページをご覧ください。農業委員会の体制及び、2020 農林業センサス等による、農家・農地等の概要など、農業委員会の状況等について、記載しております。

次に 44 ページをご覧ください。最適化活動の目標でございます。最適化活動の成果目標については、記載のとおりでございます。農地の集積につきましては、農業従事者の高齢化等により耕作放棄地の増加や、担い手の確保が課題となっております。

令和 8 年度の目標につきましては、過去 5 年間の実績を基に 2.65 ヘクタールに設定し、目標以上の増加を達成できるよう、担い手への集約化や新規就農者の確保を行うとともに、後継者のいない高齢農業者等に対して、農用地利用集積制度の周知を図り、遊休農地の解消を行って参りたいと考えております。

45 ページ上段をご覧ください。新規参入者の促進でございます。

令和 7 年度は、新規参入ございませんでした。耕作者の高齢化等の問題のほか、参入希望者の条件に見合う農地が少ないことから、前述の農地の集積を行いながら、新規就農者の確保を促進していく必要があると考えております。

下段をご覧ください。最適化活動の活動目標でございます。農地の最適化を推進する活動といたしましては、農地最適化推進委員を中心に、年 2 回行う、農地パトロールの結果を踏まえ、疑義のある農地の追跡調査を計画的に実施し、是正指導及び遊休農地の利用意向調査を行って参ります。

また、新たな担い手の確保に向けた活動等につきましては、引き続き、農地利用最適化推進委員等の協力をいただきながら、新規参入相談会に参加するなど、活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和8年度最適化活動の目標の設定等の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第12号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長(中西事務局長) それでは、議案書の46ページから50ページをご覧ください。

日程第5号報告第12号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告1件、農地法第18条第6項の規定による通知1件がございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号及び同項第10号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

議案書の46ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件でございます。整理番号11番でございます。転用の内容は工場敷地、地積813平方メートルでございます。次に議案書47ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件でございます。転用の内容は住宅敷地、地積324平方メートルでございます。

次に議案書48ページ、49ページをご覧ください。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告1件でございます。農地所有適格法人は、毎年事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。1は、法人の概要でございます。代表者氏名、及び所在地は記載のとおりでございます。経営面積は、66,739.50平方メートルでございます。2の事業の種類等ですが、生産する農畜産物は露地野菜、水稻で売上高は、令和7年の実績で101,086,501円でございます。3の「利用権の設定を受けた農地」は、記載のとおりで、地積合計15,853平方メートルでございます。

次に議案書50ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知1件でございます。整理番号9番でございます。内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通

知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 12 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 8 年 3 月第 33 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 16 分 開 会